



### 特別縁故者の相続財産処分の申立

- 1 前回、相続人「不存在」について述べました。併せて、次回(=今回)は相続人でない者(未認知も含む。)で被相続人と特別の縁故ある者について述べることを申し上げました。すなわち、相続人不存在の場合において、相続人ではない(相続権はない)が被相続人(亡くなった方)と特別の縁故がある者が、被相続人の全遺産を国庫に入れる前に申し立てて、遺産の一部または全部をもらうことができることを申し上げます。
- 2 例えば、内縁の妻として長年被相続人である夫と暮らし、夫の面倒も見てきたとか、養子縁組はしなかったものの親子同然の暮らしを続けてきた子は、婚姻届や養子縁組届さえしておけばれっきとした相続人であった筈の関係の方もありません。老人ホームで長年世話になってきた老人が亡くなり、かなりの遺産が残された場合に、ホームのために役立てたいというようなこともあります。独居の老人を隣人として終始面倒をみ、世話をしたということもあります。いずれも遺言が一通あればと惜しまれますが、遺言をしてくれというのは言いづらいもので仕方ありません。
- 3 さて、前項のような場合、例えば、内縁の夫が夫婦の生活の本拠であった土地・家屋を残したとか、事実上の「親」やホームの老人、独居老人に預貯金が残されたような場合、内縁の妻、事実上の「養子」、ホームの園長またはホーム自身や隣人などは、特別縁故者として家庭裁判所に相続財産の分与の申立をすることができます(民法§958の3 §=条)。
- 4 同条は、①被相続人と生計を同じくしていた者、②被相続人の療養看護に努めた者、③その他被相続人と特別の縁故があった者の請求により家庭裁判所は一定の清算後に残存する遺産の全部または一部をその者に分与することができるものとします(同条第1項)。
- 5 この申立は、相続財産管理人がする最後の相続人の搜索期間(6か月)満了後3か月以内にする必要があります(同条第2項)。
- 6 特別縁故者について、民法は上記のとおり定めですが、過去の「裁判例」には、上記の①として内縁の夫・妻、事実上の養子・養親、被相続人と同居していた義理の親(継母)・オジを認めた例があります。上記③としては、被相続人と生計を同じくはしなかった親族や隣人、看護婦や家政婦などがあり得ます。看護婦や家政婦は相應の報酬を得ていたでありましょうが、それ故に特別縁故者たることを否定される訳ではなく、報酬以上に献身的な療養看護に努めたならば特別縁故者と認められます。
- 7 特別縁故者は自然人に限られず、法人でも特別縁故者たり得ます。被相続人が長年収容されていたり寮母・保母として長年勤めていた養老院(老人ホーム)など公益法人、社会福祉法人、このような施設を設けている市町村も特別縁故者に認められたことがあります。法人格のない社団・財団を特別縁故者として認めた事例もあります。
- 8 もし被相続人が遺言をしたならば、だれに遺産を与えると遺言したかと思われる程度に関係が密接であることを基準として判断すればよいでありましょう。分与の範囲(全部か一部かどれだけか)も縁故関係の親疎により決められます。
- 9 特別縁故者として審判の対象とされるには申立が必要です。申立もしないのに家庭裁判所の方からすすんで特別縁故者と認定することはありません。必ず上記5の期間中に申立なければなりません。